

個人番号はいつ、私たちに通知されるの?



～社会保障・税番号（マイナンバー）制度の疑問にお答えします～ **第3回**

第3回は、市民のみなさん全員に配られる「通知カード」及び任意で取得できる「個人番号カード」について説明します。

通知カード

- ☑10月から12月の間に各世帯に簡易書留で郵送され、個人番号カード申請書も同封されています。
- ☑通知カードには氏名・住所・生年月日・性別の4情報と12桁の個人番号が記載されます。
- ☑通知カードは、平成28年1月以降の住所異動（転入等）や社会保障・税の各種手続きで提示することになります。
- ☑通知カードのみでは本人確認書類として使用できませんので、併せて運転免許証等の提示が必要となります。
- ☑紛失された際には、再発行手数料が500円かかりますので、大切に保管してください。

個人番号カード

- ☑通知カードに同封される申請書に記入していただいた後、平成28年1月以降に市役所の窓口にて順次交付します。
- ☑初回の申請は無料です。
- ☑有効期限は10回目の誕生日まで。未成年は5回目の誕生日まで。外国人は在留期限までとなります。（カードに有効期限が記載されます）
- ☑本人確認と番号確認が個人番号カード1枚で行えるため、市役所等での窓口申請がスムーズに行えます。
- ☑電子証明書が搭載されており、e-Taxを利用した確定申告が行えます。
- ☑現在、住基カードに搭載されている電子証明書は、有効期限まで使用できます。

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式（例）

通知カード
個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子
住所 ○○県■■市△△町◇◇丁目○番地▽▽号
平成5年3月31日生 性別 女
発行 平成27年10月11日

個人番号カード交付申請書
氏名 花子
住所 ○○県■■市△△町◇◇丁目○番地▽▽号
生年月日 平成5年3月31日 性別 女
電話番号 〇三〇四五六七八九〇
氏印 花子

(表)

(裏)

個人番号カード申請書

- ☑通知カードと共に個人番号カードの申請書が左図の形式で各世帯に届きます。
- ☑申請書には氏名・住所・生年月日・性別が印字されています。
- ☑個人番号カードの作成を希望される人は署名押印の上、規定の写真を添付し、同封されている返信用封筒に入れ投函してください。
- ☑写真はスマートフォンのアプリを利用して撮影することも可能とされる予定です。

マイナンバー制度全般に関する国の☎コールセンターです。

<全国共通ナビダイヤル（有料）>

◆日本語対応 ☎ 0570-20-0178

◆外国語（英語）対応 ☎ 0570-20-0291

※対応時間/午前9時30分～午後5時30分

（土・日曜、祝日、年末年始を除く）